

障害者自立支援法を廃止し、新たな障害者のための 総合的な福祉法の制定を求める意見書(案)

障害者自立支援法の施行から3年が経過しました。福祉サービスや自立支援医療（更正医療・育成医療及び精神通院医療）に導入された原則1割の応益負担が障害者のサービス利用の抑制を招いており、障害者が人間として当たり前で生活するために必要な支援を益として重い負担を課せられていることに、障害者やその家族から不安の声が上がっています。また、事業所に対する報酬算出基準の変更や利用実績払い（日額払い）の導入により、施設や事業所の経営は苦しくなるばかりです。

本年9月19日に長妻厚生労働大臣は、障害者自立支援法を廃止し、新法をつくると明言し、10月26日には鳩山首相も同法の早期廃止を所信表明演説で述べています。

しかし、その障害者自立支援法の廃止と新法づくりについての具体的な内容とスケジュールは、いまだに示されていません。

すべての障害者が安心して人間らしく生活できるよう、憲法や国連の障害者権利条約を踏まえた総合的な福祉法を制定し、障害者福祉と医療の拡充を図る必要があります。

よって、国におかれては、次のことを実現するため、障害者自立支援法を早期に廃止し、総合的な障害者福祉法を制定されるよう、強く求めます。

- 1．利用者への原則1割負担の応益負担制度の廃止。
- 2．報酬単価を日額払いから月額払い制度に戻すこと。
- 3．安定的に事業運営できる水準の報酬単価に引き上げること。
- 4．自立支援医療費を応能負担に、もしくは障害者自立支援法施行以前の負担割合に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月 日

広島県庄原市議会